

京都市産業廃棄物処理指導指針（案）

第 1 本市の現状と国の施策

1 本市の現状

事業活動に伴って発生する産業廃棄物については、家庭などから出る一般廃棄物と異なり、市町村の区域を越えた広域的な処理が可能であることから、処理の基準などが国の法律や計画で全国一律で定められています。

本市では、それらの内容を踏まえ、策定義務はないものの、本市の実情を勘案して、市内の事業者を効果的に指導していくため、第 3 次京都市産業廃棄物処理指導計画（計画期間：平成 23 年度～令和 2 年度）を策定し、市内で発生する産業廃棄物の発生抑制及びリサイクルに取り組んできました。

こうした取組などにより、産業廃棄物の発生量は、平成 20 年度の 271.8 万トンから平成 30 年度には 197.0 万トンとなり、10 年間で約 27.5% 減少するとともに、産業廃棄物の埋立処分量についても、平成 20 年度の 11.6 万トンから平成 30 年度には 8.7 万トンと、10 年間で約 25.5% 減少したほか、産業廃棄物の品目別の再生利用率の向上（※）など、事業者による取組が着実に進捗しています。

※ 発生量の多い上位 5 品目の再生利用率

	発生量 (H30 年度)	再生利用率	対 H20 年度比
汚泥	1,095 千トン	4.4% (81.6%)	+3.4%
がれき類	514 千トン	96.4%	▲2.4%
廃プラスチック類	106 千トン	78.6%	+11.9%
木くず	50 千トン	93.7%	+7.2%
金属くず	43 千トン	96.4%	+10.1%

※ 汚泥は水分を多く含んでおり、() 内は水分を除いた場合の再生利用率である。

※ がれき類の再生利用率の低下は、発生量の減少に伴い、再生利用が困難な石綿を含有するがれき類の相対的割合が増加したことによるものと考えられる。

2 国の施策

近年の産業廃棄物の処理に関する施策に関しては、国において、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、第四次循環型社会形成推進基本計画が策定されました（平成 30 年 6 月）。その後、当該計画を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R + Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略である「プラスチック資源循環戦略」が策定されています（令和元年 5 月）。

(1) 国の第四次循環型社会形成推進基本計画の策定

国の第四次循環型社会形成推進基本計画では、これまでの取組を踏まえ、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、万全な災害廃棄物処理体制の構築、循環分野における基盤整備（技術開発、最新技術の活用と対応等）などをはじめ、7つの方向性が示され、国以外の主体に対しても、独自の発想や工夫を加え、循環型社会の形成に向けた様々な取組を推進することが求められています。

(2) 国のプラスチック資源循環戦略の策定

国のプラスチック資源循環戦略では、リデュース（使い捨てプラスチックの使用削減等）、リユース・リサイクル（プラスチック製容器包装・製品のデザインを技術的に分別容易かつリユース可能又はリサイクル可能なものとする等）の3Rに加え、リニューアブル（バイオマスプラスチックなどの再生可能資源の導入等）を基本原則として、重点戦略とマイルストーンが定められています。

第2 産業廃棄物に係る課題

第3次京都市産業廃棄物処理指導計画の計画期間が満了する令和2年度においても、従来から継続する産業廃棄物に関する課題（下記1（2）及び（3）、2（1）並びに3）に加え、新たな課題（下記1（1）及び2（2））が生じており、引き続き、これらの課題に対応していく必要があります。

1 排出抑制・リサイクルの更なる推進

- (1) 外国政府による輸入規制やバーゼル条約の附属書改正（※）及び改正バーゼル法・省令の施行に伴うプラスチックの国内での滞留（国外では有価で買い取られていたものが、国内では処理費用が必要なため廃棄物として処理代金を支払って処理）
- (2) 全国における最終処分場の残余状況（全国の残余年数：16.4年（平成30年4月1日現在））
- (3) 産業廃棄物の排出事業者（動脈産業）と処理業者（静脈産業）とのニーズの違いによる3Rの伸び悩み（処理費用を抑えたい排出事業者と適正な料金でリサイクルしたい処理業者との間における思惑の不一致）

2 適正かつ安定的な処理の確保

- (1) 産業廃棄物の不法投棄等の不適正な処理の発生
- (2) 大規模な災害等の発生時の産業廃棄物処理体制の確保（台風等による災害廃棄物の発生、新型コロナウイルスの感染拡大による廃棄物処理の停滞リスク）

3 産業廃棄物処理業者の地域社会との共生

- (1) 産業廃棄物処理業に対する市民イメージの促進（廃棄物を取り扱うことに対するイメージの向上）

(2) 社会に必要な施設である産業廃棄物処理施設に対する市民的理解

※ バーゼル条約（有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約）とは、一定の廃棄物の国境を越える移動等の規制について国際的な枠組みなどを規定した条約をいう。令和元年5月の同条約の附属書改正及び令和3年1月の改正バーゼル法（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律）・省令の施行に伴い、国内の廃プラスチック類の輸出について、一部を除き、事前に輸出相手国の同意を要することとなった。

第3 新たな指針の策定

1 事業活動に伴って発生した産業廃棄物については、排出事業者自らの責任により、3R（発生抑制、再使用及び再生利用）に努めたいうえで、適正処理しなければなりません。これらの再生利用等や適正処理については、排出事業者だけでは限界があり、多くの場合、専門知識やノウハウを有する処理業者が排出事業者の委託を受けて行っています。

本市としては、産業廃棄物の排出事業者（動脈産業）と処理業者（静脈産業）が融合して3Rの取組を行えるよう支援するとともに、廃棄物処理法に基づき、引き続き、産業廃棄物の不適正な処理をしっかりと取り締まらなければなりません。

2 このような本市の役割を果たすため、産業廃棄物の処理に関する課題に対して、国の施策を踏まえつつ、本市が行う取組の基本的な方向性を示し、また、社会情勢の変化に柔軟に対応して、適切な指導を行えるよう指針を策定することとしました。

第4 基本的考え方

現代においては、世界レベルでの人間の社会経済活動の増大により、地球環境へ大きな負荷をかけ、気候変動問題、海洋プラスチックごみ汚染、生物多様性の損失などの様々な形で地球環境への危機がもたらされています。

このような危機に直面し、今を生きる私たちが、自らの世代の生活の質の向上や経済発展を図りつつ、将来の世代が豊かに生きていける社会を実現するためには、現在の経済・社会システムや日常生活を見直し、環境、経済、社会を統合的に向上させていくことが必要です。

本市では、「2050年二酸化炭素排出量正味ゼロ（※1）」を目指し、従来の延長に留まらない地球温暖化対策に取り組むこととしており、産業廃棄物の分野においては、サーキュラー・エコノミー（循環経済（※2））の考えに基づき、限りある資源をできるだけ活用するとともに、資源の性質に応じて循環利用すること等を通じて、二酸化炭素排出量正味ゼロに向けた取組を行うことが重要になります。また、産業廃棄物の資源としての循環利用は、不法投棄や不適正処理に至らないようにすることにもつながります。

資源の循環に当たっては、資源を活用してモノを作り出す動脈産業（※

3) と、不要となったモノを資源に再生する静脈産業（※4）がこれまで以上に融合し、それぞれの英知をいかして、産業廃棄物の排出抑制・リサイクルに取り組んでいくことが必要です。

加えて、産業廃棄物の排出抑制・リサイクルを更に推進していくためには、災害などの非常事態においても産業廃棄物が適切かつ安定的に処理されるとともに、処理業者が地域社会と共生しながらその社会的役割を果たすことができることが必要です。

本市では、産業廃棄物の適正かつ安定的な処理の確保と、処理業者の地域社会との共生の実現を図りつつ、サーキュラー・エコノミー（循環経済）の考えに基づき、動脈産業と静脈産業との融合を通じて、更なる資源の循環を図ることにより、廃棄物の発生を少なくしつつ、循環資源による新たな価値を生み出し、経済成長と地球環境への負荷の削減との両立が図られた持続可能な循環型社会を目指します。

※1 2050年二酸化炭素排出量正味ゼロとは、人の活動に伴って発生する二酸化炭素の排出の量と森林等の吸収源による二酸化炭素の除去の量との均衡がとれた状態をいう。

※2 サーキュラー・エコノミー（循環経済）とは、資源の採取から生産・消費・廃棄という一方通行の線形経済（リニア・エコノミー）に代えて、資源を循環させることにより、製品と資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、廃棄物の発生を最小化した経済をいう。

※3 動脈産業とは、天然資源を採取・加工し、製品を製造・流通・販売する産業をいう。

※4 静脈産業とは、生産・消費活動から排出・廃棄される不要物を回収し、再生利用したり、適正に処分したりする産業をいう。

SDGs (Sustainable Development Goals) : 持続可能な開発目標

「SDGs」では、「誰一人取り残さない」を合言葉に人権、格差是正、教育、環境、平和など、持続可能な社会の実現を国際社会全体で目指す17の普遍的なゴール（目標）と、169のターゲット（達成基準）の実現に向けて、各国政府だけでなく、地方公共団体や企業等の主体的な取組が求められています。

持続可能な循環型社会を目指す産業廃棄物処理指導指針はSDGsの理念とも合致するため、各方向性にそれぞれ関連する目標を記載しています。



第5 処理指導の方向性

指針1

排出抑制・リサイクルの 更なる推進



具体的な処理指導の方針

1 持続可能な製品等の利用促進による廃プラスチック類等の排出抑制

(現状) プラスチックは、その有用性から、様々な製品やサービスにおいて、使い捨てのものを含め、多く利用されている一方で、海洋プラスチックによる環境汚染や焼却による温室効果ガスの発生が問題となっています。また、その他の産業廃棄物についても、環境への負荷を低減するため、更なる排出抑制に努める必要があります。

(今後の取組) プラスチックごみをはじめとする産業廃棄物の排出抑制を図るため、事業者に対して、使い捨てプラスチックの使用を削減することのほか、製品等の設計段階において、長期間の使用、再使用、修理、リサイクル等がしやすい設計にすることを働き掛けます。

また、製品の点検、修繕、交換等により長く大切に使用するビジネスモデルやフリーマーケットアプリなど製品の再使用を促すビジネスモデル、モノ・サービスの共有を図るシェアリングサービス等を促進します。

さらに、市民に対して、エシカル消費(※1)やグリーン購入(※2)を促すことで、製品やサービスにおける事業者の行動の変革につなげます。

※1 エシカル消費とは、消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うことをいう。

※2 グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することをいう。

2 国内処理が求められる廃プラスチック類の分別・リサイクルによる 円滑な処理の推進

(現状) 平成29年末以降の外国政府による使用済みプラスチック類等の輸入禁止措置や令和元年のバーゼル条約の附属書改正及び令和3年の改正バーゼル法・省令の施行により、これまでアジア諸国の事業者には有価で買い取られていた使用済みプラスチックについて、国内では処理費用が必要なため、処理業者が処理代金を徴収して産業廃棄物(廃プラスチック類)として処理しています。

(今後の取組) 国外で有価で売却できていたプラスチックを廃棄物化さ

せないよう、分別することにインセンティブが働きやすい有価で売却可能な良質なプラスチックについて、素材レベルにまで分別し、マテリアルリサイクル（原料として再利用するリサイクル）をするよう誘導することにより、可能な限りリサイクルの高度化（マテリアルリサイクル化）を推進します。

3 マテリアルリサイクル等が困難で単純焼却されている廃プラスチック類等のエネルギーとしての活用の促進

（現状）廃プラスチック類等の中には、マテリアルリサイクル等が困難なためリサイクルされずに単純焼却されているものもあります。
（今後の取組）上記1の排出抑制及び上記2のマテリアルリサイクル等に取り組んでもなおそれらの処理が困難で、焼却せざるを得ない廃プラスチック類等について、当面の間は、エネルギーとしての活用を啓発し、石炭等の化石燃料の使用量を削減するとともに、単純焼却される廃プラスチック類等を減らし、二酸化炭素排出量の削減に貢献します。

4 公共工事におけるリサイクルの「質」の向上

（現状）公共工事においては、非常に高い割合で、建設廃棄物は再資源化施設に搬入されていますが、その後の再生資材としての利用状況までは把握されていません。また、建設汚泥については、現場内利用や工事間利用の事例が限られています。
（今後の取組）公共工事関係部署と連携し、本市が発注する工事において、引き続き、建設廃棄物の再資源化施設への搬入を徹底するとともに、再生資材としての利用状況等を把握し、より質の高いリサイクルを目指します。また、建設汚泥について、現場内利用や工事間利用の推進に向けた検討を行います。

5 新たなリサイクル処理技術を活用した下水汚泥のリサイクルの推進

（現状）市内の産業廃棄物の排出量の5割強を占める下水処理に伴う汚泥については、近隣にリサイクル施設が少なく、リサイクル費用も高額であることから、埋立処分量が多くなっています。
（今後の取組）下水処理に伴う汚泥の一部について、「低温炭化燃料化技術」という新たな処理技術を用いて固形燃料化し、石炭の代替燃料としてリサイクルする本市上下水道局の取組をサポートすることにより、下水汚泥の有効利用及び埋立処分量の削減を推進します。

6 少量排出事業所における分別・リサイクルの推進

(現状) 産業廃棄物の処理料金は、一般廃棄物に比べて一般に高額であるため、産業廃棄物の排出量が少ない事業所においては、一般廃棄物との分別やリサイクルがなかなか進んでいません。

(今後の取組) 産業廃棄物の排出量が少ない複数の事業所から排出される産業廃棄物について、収集運搬コストの低減化が図れる仕組みを検討することにより、産業廃棄物の分別・リサイクルの推進を図ります。また、本市クリーンセンターにおける検査及び排出事業者への啓発・指導のあり方について検討します。

7 新素材のリサイクルの推進

(現状) 太陽光パネル等をはじめとする新素材については、廃棄物となった場合のリサイクル処理技術が十分に確立されていないものがあります。

(今後の取組) 新素材のリサイクルの方法等について、適正処理及び3Rの観点から、公益社団法人京都府産業資源循環協会等と連携して情報を収集し、排出事業者に提供します。また、国に対し、リサイクル処理技術の推進について働き掛けを行います。

8 排出事業者による排出抑制・リサイクルに係る優れた取組に対するインセンティブの付与

(現状) 排出事業者による産業廃棄物の3Rや適正処理の取組にインセンティブを与えるために実施してきた産廃チェック制度については、対象者を広げて制度を利用しやすいようにしているため、認証を受けた排出事業者の取組には、高度な取組から一般的な取組までが混在しており、より高度な取組に対するインセンティブが働きにくい課題があります。

(今後の取組) より高度な3Rの取組（産業廃棄物のゼロエミッションなど）を顕彰する仕組みを構築することにより、排出事業者の取組への意欲を増進させ、排出抑制・リサイクルの高度化を推進するとともに、優れた取組事例を紹介することで、他の排出事業者にも取組を広げます。

9 ICT化による産業廃棄物の処理の効率化及び高度化の推進（電子マニフェストの利用促進等）

(現状) 産業廃棄物の処理業界においても人員不足を克服するための一つの方策としてICTを活用し、産業廃棄物の処理の効率化を図ることや、より資源循環に資する処理方法への転換を図るため、ICTによる産業廃棄物の処理の見える化を図ること等が求め

られています。また、新型コロナウイルスの感染拡大など、人との接触が制限される局面においては、ICTの積極的な活用により問題が解決できる場合があります。

(今後の取組) 電子マニフェストの利用や産業廃棄物の処理契約の電子化を促進するなど、産業廃棄物の処理のICT化を誘導する施策を推進します。

10 排出事業者と優良な産業廃棄物処理業者等をつなぐ仕組みの構築

(現状) 産業廃棄物の排出事業者は、産業廃棄物の処理を委託する際、個々の産業廃棄物処理業者に直接問い合わせる等により、優良な産業廃棄物処理業者等を探していますが、手間がかかったり、産業廃棄物処理業者等の3Rの取組内容の比較が困難であるなどの課題があります。また、更なる3Rの推進のためには、排出事業者と産業廃棄物処理業者等が、協働して分別の徹底や技術開発に取り組むことも必要です。

(今後の取組) 京都府、一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センター及び公益社団法人京都府産業資源循環協会と連携し、排出事業者と優良な産業廃棄物処理業者等をつなぎ、両者の協働を推進する取組を検討します。

併せて、排出事業者の適正処理及びリサイクルの推進等に資する情報発信を更に充実させ、処理業者との連携につなげます。

指針 2

適正かつ安定的な処理の確保

具体的な処理指導の方針



1 産業廃棄物の不法投棄等の抑止・指導

(現状) 産業廃棄物の不法投棄については、大幅に減少しているものの依然として発生しており、不法投棄を起こさせないための取組が求められています。

(今後の取組) 不法投棄等の発生を防止するため、パトロールのほか、監視カメラなどのデジタル機器も駆使しながら、警察などの他の関係機関とも連携し、徹底した監視を行います。また、発生した不法投棄に対しては、全量撤去に向けて指導を行うとともに、悪質性の高い事業者には厳正・迅速に対応します。

2 有害廃棄物（PCB廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物等）の適正処理の確保

(現状) PCB、水銀、アスベストなど、その利便性から過去に様々な

製品に利用され、その後有害なものであることが判明した化学物質については、製品を廃棄する際に、人の身体等に影響を与えないよう法律に基づき適正に処理される必要があります。

(今後の取組) いわば負の遺産となった有害廃棄物が適正に処理されるよう、引き続き、事業者に対して指導を行います。

3 災害時の廃棄物の適正処理に係る協力支援体制の強化

(現状) 近年、台風、地震などの大規模な災害が増加しています。災害時には、平常時とは異なる様々な対応が求められ、本市単独では、人的にも物的にも十分な体制を確保することが困難になることが想定されます。また、災害による家屋の倒壊により生じる廃棄物は一般廃棄物ですが、平常時は同種の廃棄物を家屋の解体に伴う産業廃棄物として、処理業者が処理していることから、当該廃棄物の処理に関するノウハウを有する産業廃棄物の処理業者との協力が不可欠です。

(今後の取組) 引き続き、産業廃棄物の処理業者が加入する公益社団法人京都府産業資源循環協会と連携し(※)、産業廃棄物の処理に関する処理業者のノウハウを活用しながら、災害時の廃棄物を迅速かつ円滑に処理できるよう、人材や資機材の面における協力支援体制を強化します。

※ 災害廃棄物の処理については、平成23年4月28日「災害時における応急対策活動に関する協定書」に基づき、同協会会員の産業廃棄物処理業者により撤去、収集運搬、処分等を実施する体制を確保している。

4 産業廃棄物処理業者によるBCP(業務継続計画)の策定の推進

(現状) 近年、大規模災害による産業廃棄物処理施設の被災や新型コロナウイルス感染症など社会経済活動を停止させる規模の感染症の拡大等により、産業廃棄物処理業者の業務を停滞させるリスクが増大しています。

(今後の取組) 産業廃棄物の処理は、事業者の経済活動を支える必要不可欠な社会インフラであり、産業廃棄物処理業者が事業を継続することが求められることから、市内の産業廃棄物処理業者に対し、大規模な災害や感染症への対応策をまとめた業務継続計画をあらかじめ策定するよう働き掛けるとともに、策定を促進する取組を行います。

指針3

産業廃棄物処理業者の地域社会との共生

具体的な処理指導の方針



1 処理業者の地域活動への参加の促進

(現状) 産業廃棄物処理業は、我が国の社会経済システムに不可欠なインフラであり、地域と共生しながら持続的な発展を図ることが、循環型社会の構築を進める上で重要ですが、産業廃棄物処理施設の立地に当たっては、周辺の住民との間でトラブルが生じるケースがあります。

(今後の取組) 一部の処理業者が行っているような、地域の清掃活動や行事への参加、産業廃棄物処理施設の見学者の受入れ等の優良な取組事例を本市が紹介することにより、これらの取組を他の産業廃棄物処理業者にも広げ、地域社会との共生につなげます。

2 産業廃棄物処理業に対するイメージの向上

(現状) 産業廃棄物処理施設は、生活環境の保全及び地球環境への負荷の削減を図り、本市の産業、経済及び市民生活が持続可能となるために欠くことができない施設として確保される必要があります。これまで、総合的な環境学習の場である「環境フォーラムきょうと」や産業廃棄物処理施設の見学会の開催を通じて、産業廃棄物処理業に対するイメージの向上や市民の意識の高揚に努めてきましたが、市民へ更に浸透させていく必要があります。

(今後の取組) 産業廃棄物処理業が果たす社会的な役割等について、より分かりやすく、広く市民に啓発するための手法について検討を進め、より効果的に啓発を行います。

また、公益社団法人京都府産業資源循環協会と連携し、処理業者の労働安全衛生に関する取組を促進することで、業界に対するイメージの向上を図ります。

第6 その他

1 本市の取組に対する点検・意見聴取

サーキュラー・エコノミー（循環経済）の考えに基づき、動脈産業と静脈産業との融合を通じて、産業廃棄物の資源循環の推進を図る新たな取組を効果的に実施していくため、学識経験者、産業廃棄物排出事業者、処理業者、市民、行政で構成する京都市産業廃棄物資源循環推進会議を設置し、本市の取組状況について定期的な報告を行い、点検いただくとともに、循環型社会の構築に向けた本市の取組に対する意見を聴取することとします。

2 事業系一般廃棄物の施策との連携

産業廃棄物を排出する事業者は、その事業活動の中で、紙くず、木くず等の事業系一般廃棄物も排出する場合がほとんどであることから、事業系一般廃棄物の施策ともしっかりと連携を図りながら、指導を進めます。

3 見直し

おおむね5年ごとに実施している産業廃棄物実態調査の結果や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて指針の内容を見直します。